

VI 応援体制・協定

- 1 緊急時におけるヘリコプター保有機関との相互応援体制
(役割分担) P 9 3
- 2 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要領 . . P 9 4
- 3 九州・山口 9 県災害時相互応援協定 P 1 0 0
- 4 鹿児島県消防相互応援協定 P 1 0 4
- 5 防災消防ヘリコプター相互応援協定 P 1 1 3

1 緊急時におけるヘリコプター保有機関との相互応援体制（役割分担）

業 務 内 容			県	県 警	陸上自衛隊 第12普通科連隊	海上自衛隊 第1航空郡	海上保安庁 第十管区
災害 応 急 対 策 活 動	被災状況等の調査等		◎	◎	◎	○	○
	救援物資、人員等の搬送		◎	○	○	○	○
	災害情報等の伝達等 広報宣伝活動		◎	○	○	—	○
救 急 活 動	急患の搬送	陸 上	◎	—	○	○	○
		海 上	○	—	—	○	◎
	傷病者発生地への 医師等の搬送		◎	—	○	○	○
	傷病者の転院搬送		◎	—	○	○	○
火 災 防 ぎ よ 活 動	林野火災等の空中 からの消火活動	陸 上	◎	—	○	—	—
		海 上	○	—	—	—	—
	被害状況調査及び 情報収集活動	陸 上	◎	○	○	○	○
		海 上	○	—	—	○	◎
	消防職員、消防資機 材等の搬送	陸 上	◎	△	○	○	△
		海 上	○	—	—	○	◎
救 助 活 動	水難救助、山岳遭難 事故等の救助等	陸 上	◎	◎	○	○	△
		海 上	○	◎	—	○	◎
	高層建築物火災による救助		◎	○	—	○	△
	陸上から接近できない 被災者等の救出		◎	◎	○	○	○
	高速道路等での事故救助		◎	○	○	○	△

《運航の区分》

◎（一次）…本来の業務として運航

○（二次）…知事要請により運航

消防防災ヘリが点検整備や機体故障、又は気象関係や大規模災害発生時等で
消防防災ヘリだけでは対応できない場合

△（三次）…知事要請により運航

特段の事情があるとして、運航管理責任者が判断し運航

2 大規模特殊災害時における

広域航空消防応援について（抜粋）

〔昭和 61 年 5 月 30 日消防救第 61 号〕
各都道府県知事あて消防庁次長

標記の件については、これまでの大規模な地震、風水害、林野火災等の例をひくまでもなく、消防行政における極めて重要な課題であるが、消防庁としてはこの点について昨年 10 月以来都道府県消防主管課長会、全国消防長会、市町村消防機関の協力を得てその円滑な実施方策について検討を進めてきたところである。今般その結果をふまえ、別添のとおり「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（以下「要綱」という。）及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目」（以下「細目」という。）を定めたので、その趣旨を御理解の上、下記事項にも十分留意してその円滑かつ適切な実施が図られるようお願いする。

なお、貴管下市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）にもこの旨周知するとともによろしく御指導願いたい。

大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

改正 令和 2 年 7 月 17 日 消防広第 190 号

1 目 的

この広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 44 条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地の市町村が回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を保有する他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるヘリを用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地の市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請をしようとするものをいう。

(2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

(3) 応援側市町村

ヘリを保有する市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

(4) 応援側都道府県

ヘリを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用

することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (1) 大規模な地震，風水害等の自然災害
- (2) 山林，離島等，陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での，大規模な火災，災害，事故等
- (3) 高層建築物の火災で，地上からの消火又は救助が困難なもの
- (4) 航空機事故，列車事故等での集団救助救急事故
- (5) その他前記各号に掲げる災害に準する災害等

4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は，主な任務により次の各号のとおり区分する。

- (1) 調査出場
現場把握，情報収集，指揮支援等のための出場
- (2) 火災出場
消火活動のための出場
- (3) 救助出場
人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（それに付随する救急搬送活動を含む。）
- (4) 救急出場
救急搬送のための出場で，特別な人命救助活動を伴わないもの
- (5) 救援出場
救援物資，資機材，人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあつては，市町村長とする。以下同じ。）は，広域航空消防応援が必要になったときは，ヘリに搭乗可能な特別救助隊，水難救助隊，山岳救助隊（以下「特別救助隊等」という。）の有無及びヘリに搭載可能な救助器具の保有状況を勘案し，広域航空消防応援の応援側市町村又は応援側都道府県（以下「応援側市町村等」という。）を決定するものとする。

6 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続

- (1) 要請側市町村の消防長は，前項の規定に基づき広域航空消防応援の応援側市町村を決定したときは，直ちに当該要請側市町村の長に報告の上，その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては，同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。
 - ① 応援側市町村
 - ② 要請者・要請日時
 - ③ 災害の発生日時・場所・概要
 - ④ 必要な応援の概要
- (2) 要請側都道府県の知事は，前号の要請があり，かつ必要があると認める場合は，消防庁長官へ要請を行うものとする。
- (3) 消防庁長官は，前号の要請があり，かつ必要があると認められるときは，応援側市町村が属する都道府県（以下「所属都道府県」という。）の知事に対し要請を行うものとする。
- (4) 所属都道府県の知事は，前号の要請があつた場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じ

て当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。

- (5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。

- ① 必要とする応援の具体的内容
- ② 応援活動に必要な資機材等
- ③ 離発着可能な場所及び給油体制
- ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
- ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
- ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- ⑦ 他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県名
- ⑧ 気象の状況
- ⑨ ヘリの誘導方法
- ⑩ 要請側消防本部の連絡先
- ⑪ その他必要な事項

7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

- (1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- (2) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知

- (1) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続については、第6項（第4条を除く。）を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは「第5項」と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第3号中「応援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは、「応援側都道府県の知事」と、同項第5号中「次の事項を応援側市町村の消防長」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとし、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

9 要請手続の特例

要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第6項及び前項に定められた手続による要請をするいとまのないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県（市町村に要請した場合）及び消防庁に、第6項及び前項に定める手続をしなければならない。

10 広域航空消防応援の中断

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。
- (2) 応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は第8項に準じてその連絡を行うものとする。

11 広域航空消防応援の始期及び終期

- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。

要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。

- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

12 広域航空消防応援のために出場したヘリの指揮等

- (1) 広域航空消防応援のために出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長が定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運航に重大な支障があると認めたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動にあたって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

13 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出を行うものとする。

14 要請側都道府県の措置等

- (1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。
- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届け出ておくものとし、その内容に変更があつ

た場合にも同様の届出等を行うものとする。

15 応援側市町村等の届出

- (1) ヘリを保有する市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を通じ消防庁長官に届け出しておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表1及び別表2のうちヘリによる搬送が可能な救助器具（以下「救助器具」という。）の品名、大きさ、重量、数量

- (2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出しておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 当該都道府県の特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

16 消防庁長官の情報提供

- (1) 消防庁長官は、第14項第2号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。
- (2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合は、その内容のうち②及び③を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

17 広域航空消防応援に要する経費の負担

広域航空消防応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 消防組織法第49条第1項に規定する経費及び緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）第5条各号に掲げる経費は要請側市町村が負担するものとする。
- (2) 広域航空消防応援により生じた公務災害補償に要する経費は、応援側市町村等が負担するものとする。
- (3) 前2号に掲げる経費以外の経費は、原則として要請側市町村及び応援側市町村等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

18 要請側市町村及び応援側市町村等は広域航空消防応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。

19 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

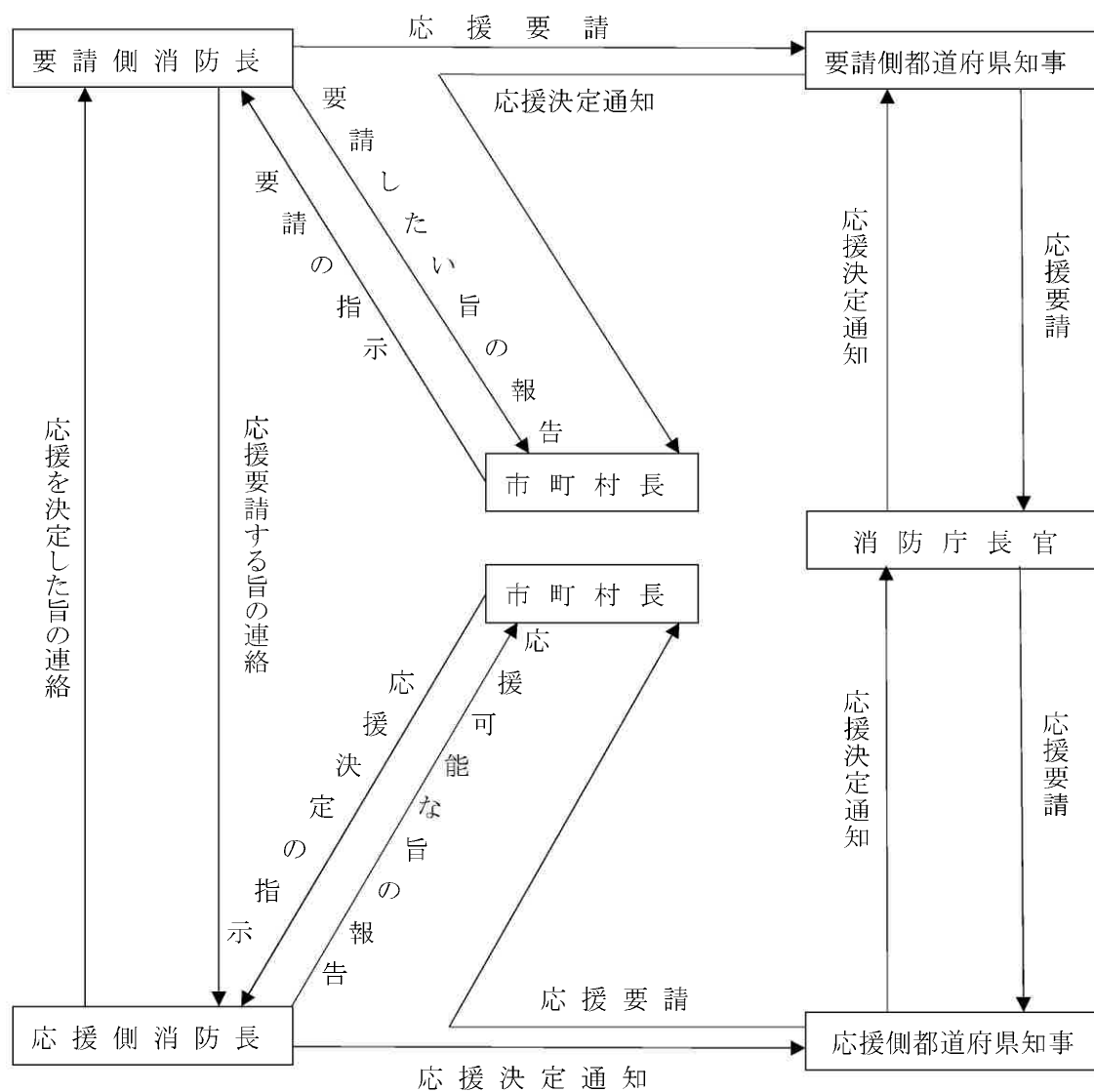
付 則

この要綱は、昭和 61 年 5 月 30 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 7 日から施行する。

図 広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート



3 九州・山口9県災害時相互応援協定

(1) 九州・山口9県応援協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口9県」という。）において、大規模な災害が発生し、被災県独自では十分に応急措置が実施できない場合において、九州・山口9県相互間の応援を円滑に行うために必要な事項について定めるものとする。

(応援項目)

第2条 応援項目は、次のとおりとする。

- 一 災害応急措置に必要な職員の派遣
- 二 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- 三 避難・収容施設及び住宅の提供
- 四 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- 五 医療支援
- 六 その他災害応急措置の応援のため必要な事項

(協定の運用体制)

第3条 本協定の円滑な運用を図るため、幹事県及び副幹事県を置く。

- 2 幹事県は、本協定の定めるところにより、協定運用の総合調整に当たる。
- 3 副幹事県は、幹事県が被災等によりその事務を遂行できない場合において、幹事県の事務を代行する。
- 4 幹事県及び副幹事県は、別に定める九州・山口9県の輪番によるものとし、その任期は1年とする。
- 5 各県は本協定の運用に関する総合連絡担当部局及び前条各号に定める応援項目ごとの担当部局をあらかじめ定め、災害が発生したときは、総合連絡担当部局を通じ速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援要請手続等)

第4条 応援を受けようとする被災県は、災害の状況及び必要とする応援内容を明らかにして、直ちに電話又はファクシミリ等により関係県に対して応援を要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- 2 前項の応援要請を受けた県は、実施しようとする応援内容を被災県に通知するものとする。
- 3 前2項の規程による応援要請に係る手続等の細目は、第2条各号に定める応援項目ごとに別に定める。
- 4 被災県は、第1項の規程により関係県に対して個別に応援要請をするいとまがないときは、幹事県に対して一括して応援を要請できるものとする。
- 5 幹事県は、前項の規定により応援要請を一括して受けたときは、速やかに各県に通報し、実施しようとする応援内容を取りまとめ、被災県に通知するものとする。

- 6 被災県以外の県は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、第1項又は第4項の要請ができない状況にあると判断されるときは、同項の要請を待たないで、幹事県の調整の下に必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、同項の要請があったものとみなす。

（応援部隊の指揮等）

第5条 応援部隊は、応急措置の実施については、応援を受ける県の指揮の下に行動するものとする。

- 2 応援を受けるべき被災県が指揮不能の場合は、応援部隊は幹事県の調整の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた県の負担とする。

- 2 応援を受けた県が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた県から要請があった場合には、応援した県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

（平常時の各県の任務）

第7条 幹事県は、他の条項において定めるもののほか、次の各号に定める事務を行う。

- 一 各県における関係部局の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料をとりまとめ保管するとともに、各県からの連絡により、それらを更新し、各県へ提供すること。
 - 二 各県間の会合の開催等により、情報及び資料の交換等を主宰すること。
 - 三 他の広域防災応援協定の幹事県等との情報交換等を行うこと。
 - 四 前各号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務。
- 2 第3条第5項に定める各県の担当部局は、年1回、応援の実施のため必要な事項を相互に確認し、各県内の関係機関に必要な情報を提供するものとする。

（その他）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定める。

（適用）

第9条 この協定は、平成7年11月8日から適用する。

この協定の締結を証するため、各県知事記名押印のうえ、各1通を保管する。

平成7年11月8日

福岡県知事	佐賀県知事
長崎県知事	熊本県知事
大分県知事	宮崎県知事
鹿児島県知事	沖縄県知事
山口県知事	

(2) 九州・山口9県災害時相互応援協定運営要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、九州・山口9県災害時相互応援協定（以下「協定」という。）の運営に関し、必要な総括的事項を定めるものとする。

(幹事県及び副幹事県等)

第2条 協定第3条第4項の規定に基づき定める幹事県及び副幹事県の輪番は、会計年度ごとに別表第1のとおりとする。

- 2 幹事県及び副幹事県が共に被災した場合は、各県は、協議の上、必要に応じ速やかに次期県又は副幹事県を臨時の幹事となる県として選定するものとする。

(各県の総合連絡担当部局)

第3条 協定第3条第5項の規定に基づき定める協定の運用に関する各県の総合連絡担当部局は別表第2のとおりとする。

- 2 前項の総合連絡担当部局は、協定第2条第6項に定める事項を併せて担当することとする。

(応援要請に係る手続等の細目)

第4条 協定第4条各項（第3項を除く。）の規定に基づく応援の要請、通知等は、原則として各県の総合連絡担当部局を通じて行うものとする。

- 2 協定第4条第3項の規定に基づく応援要請に係る手続等の細目は、協定第2条第1号から第5号までに規定するものについては応援内容ごとに別に定める実施要領等による。
- 3 被災県は、協定第2条第6号に規定する事項について応援を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして要請を行うものとする。
 - 一 協定第2条第2号から第5号までの応援項目以外に係る物資の提供、資機材の貸与等(以下「その他の物的応援」という。)を要請しようとする場合にあっては、必要とする物資、資機材等の種類、数量、搬入時期、場所及び輸送手段
 - 二 その他の物的応援以外の応援を要請しようとする場合にあっては、必要とする応援の具体的内容
- 4 前項の要請を受けた関係者は、次の各号に掲げる事項を明らかにして被災県に対して通知を行うものとする。
 - 一 その他の物的応援を実施しようとする場合にあっては、提供、貸与等の対象となる物資、資機材等の種類、数量、搬入時期、場所及び輸送手段
 - 二 その他の物的応援以外の応援を実施しようとする場合にあっては、応援の具体的内容

(経費の負担基準)

第5条 協定第6条第1項の規定に基づき応援を受けた県が負担すべき経費の基準は、次の各号に定めるところによる。

- 一 職員の派遣に係る次の経費
 - ア 応援をした県が定める規定により算定した応援に係る職員の旅費の額及び諸手当の額
 - イ その他応援を受けた県と応援をした県が協議して定めた経費
- 二 提供を受けた物資の購入費及び輸送費

- 三 貸与を受けた資機材の借上料，燃料費，輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- 四 提供を受けた施設の借上料（被災者が負担すべきものを除く。）
- 五 前各号に係る応援以外の応援を受けた場合にあっては，当該応援に要した経費
- 2 協定第6条第2項の規定に基づき応援をした県が応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は，前項の基準により算定した額を応援を受けた県に請求するものとする。この場合において，両県が前項の基準により難いと認めるときは，別に協議の上前項の基準によることなく負担関係を定めることを妨げないものとする。

（職員の公務災害補償）

第6条 応援した県の職員が応援業務により死亡し，負傷し，若しくは疾病にかかり，又は障害の状態になった場合における公務災害補償については，地方公務員公務災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによるものとする。

附 則

この要領は，平成7年11月8日から施行する。

別表第1 幹事県及び副幹事県の任期及び輪番

任 期	幹 事 県	副 幹 事 県
平成7年度	福岡県	長崎県
平成8年度	佐賀県	熊本県
平成9年度	長崎県	大分県
平成10年度	熊本県	宮崎県
平成11年度	大分県	鹿児島県
平成12年度	宮崎県	沖縄県
平成13年度	鹿児島県	山口県
平成14年度	沖縄県	福岡県
平成15年度	山口県	佐賀県

（注）平成16年度以降は，上記輪番を繰り返すものとする。

別表第2 各県の総合連絡担当部局

福岡県	総務部	消防防災課
佐賀県	総務部	消防防災課
長崎県	総務部	危機管理・消防防災課
熊本県	総務部	消防防災課
大分県	生活環境部	消防防災課
宮崎県	生活環境部	消防防災課
鹿児島県	総務部	消防防災課
沖縄県	文化環境部	消防防災課
山口県	総務部	消防防災課

（注）1. 協定の概要
2. 連絡体制
3. 応援項目毎の細則
4. 参考資料

省略

4 鹿児島県内消防相互応援協定

(目 的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、鹿児島県（以下「県」という。）内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が消防の相互応援に関し、協定することについて必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互に応援を行い、もって被害を最小限に防止することを目的とする。

(ブロック区分及び代表消防本部等)

第2条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、協定を締結する市町村等の中から代表消防本部を選任するものとする。

- 2 県内を5ブロックに区分し、区分したブロックごとにそれぞれ幹事消防本部を選任するものとする。
- 3 代表消防本部及び幹事消防本部は、それぞれを代行する消防本部を選任するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定において相互応援の対象とする「大規模災害等」とは、次に掲げる災害のうち大部隊又は特殊な消防隊、資機材等の応援を必要とするものをいう。

- (1) 高層建築物火災、林野火災又は危険物施設火災等で大規模なもの
- (2) 大規模な地震、火山爆発又は風水害等の自然災害
- (3) 石油コンビナート指定地域災害
- (4) 航空機事故、列車事故等で大規模なもの又は特殊な救急・救助を必要とするもの
- (5) その他前各号に掲げる災害に準ずる大規模災害

(県への通報等)

第4条 前条に規定する災害が発生した場合、応援を要請する市町村等の長（以下「要請側市町村等の長」という。）は、県に対し、災害の状況等について通報し、この協定による応援に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

(応援隊の登録)

第5条 各市町村等は、応援が可能な消防隊、救急隊及び資機材等（以下「応援隊」という。）をあらかじめ登録しておくものとする。この場合においては2以上の市町村等が合同して1の応援隊を登録することができるものとする。

(応援要請)

第6条 この協定に基づく応援要請（以下「応援要請」という。）は、第3条に規定する大規模災害等が発生した市町村等の長が、他の市町村等の長に対し、次に掲げるいずれかの事態が生じた場合に行うものとする。

- (1) 災害の発生地を管轄する市町村等の消防力では、災害の防ぎよが著しく困難であるとき。

- (2) 災害を防ぎよするため、他の市町村等が保有する消防車両、資機材等を必要とするとき。

(応援要請の種別)

第7条 応援要請の種別は、災害の規模等により次のとおり区分するものとする。

- (1) 第1要請 隣接市町村等間で現に締結されている相互応援協定では対応が困難な場合に、第2条第2項の規定により区分されたブロック内の市町村等に対して行う応援要請
(2) 第2要請 第1要請における消防力では災害防ぎよが困難な場合に、第1要請に加えて他のブロックの市町村等に対して行う応援要請

(応援要請の方法)

第8条 応援要請は、原則として第1要請、第2要請の順に行うものとし、要請側市町村等の長が、第1要請についてはブロック内の幹事消防本部（以下「ブロック幹事消防本部」という。）を通じてブロック内の市町村等に対し、第2要請についてはブロック幹事消防本部を通じて代表消防本部に対し行うものとする。ただし、要請側市町村等の長が特に必要と認める場合においては、直ちに、代表消防本部を通じて第2要請を行うことができるものとする。

- 2 第2要請を受けた代表消防本部は、各ブロック幹事消防本部を通じて応援要請を行うものとする。

- 3 応援要請を行う場合は、次に掲げる事項を明確にしなければならないものとする。

- (1) 災害の種別、発生場所及び災害の状況
(2) 応援隊の人員、車両、資機材の数量等
(3) 応援隊の集結場所及び活動内容
(4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名
(5) 使用無線系統
(6) その他必要な事項

- 4 要請側市町村等の長が応援要請を行った場合は、直ちに県及び代表消防本部に対して当該要請に係る事項について通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第9条 応援要請を受けた市町村等の長（以下「応援側市町村等の長」という。）は応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援側市町村等の長は、応援隊の派遣を決定した場合又はやむを得ない理由により要請に応ずることのできない場合は、その旨を速やかに第1要請の場合にあっては、ブロック幹事消防本部を通じて要請側市町村等の長に、第2要請の場合にあっては、ブロック幹事消防本部及び代表消防本部を通じて要請側市町村等の長に通知するものとする。

- 3 応援側市町村等の長は前項の規定による通知の内容について県に通報するものとする。

- 4 代表消防本部、ブロック幹事消防本部並びにそれぞれを代行する消防本部（以下「代表消防本部等」という。）の属する応援側市町村等の長は、要請側市町村等の長と連絡が取れない場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、前条に規定する応援要請を待ついとまがないと認められるときは、先行調査のため必要な消防隊（以下「先遣隊」という。）を派遣することができるものとする。

- 5 前項の規定により、先遣隊の派遣を決定した応援側市町村等の長は、その旨を速やかに代表消防本部等を通じて県に通報するものとする。

(応援の中断)

第10条 応援側市町村等の長は、応援隊を復帰させるべき特別の事情が生じた場合においては、要請側市町村等の長と協議のうえ、応援を中断することができるものとする。

- 2 先遣隊を派遣した応援側市町村等の都合により先遣隊を復帰させるべき事態が生じた場合においては、応援側市町村等の長は、その旨を速やかに代表消防本部等を通じて県に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第11条 応援隊は、法第47条の規定に基づき要請側市町村等の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第12条 応援に要した費用は、次の各号に定めるところにより応援側市町村等又は要請側市町村等がそれぞれ負担するものとする。

(1) 応援側市町村等の負担する費用

- ア 受援地において機械器具を破損した場合の修理費
- イ 応援における隊員の諸手当及び被服等の損料
- ウ 応援隊が災害出動中に自己管内の建築物等の物件を破壊した場合の補償費
- エ 消防作業に要した消耗品及び器材の消耗費用

(2) 要請側市町村等の負担する費用

- ア 応援隊が災害活動中に要請側市町村等管轄内の建築物等の物件を破壊した場合の補償費
- イ 応援が長期間にわたるため必要となる場合の食糧の費用
- ウ 応援隊が受援地において補給した消耗品の費用

(3) 応援側市町村等及び要請側市町村等の協議により負担する費用

- ア 応援隊が災害出動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費
- イ 応援隊が災害活動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費
- ウ 協定に定めのない経費

- 2 応援した隊員が作業中に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償に関する事務手続は、応援側市町村等において行うものとする。

(航空消防応援)

第13条 この協定の規定にかかわらず、航空消防の応援については、別に定める鹿児島県消防・防災ヘリコプター運航管理要綱及び鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定によるものとする。

(協定の効力)

第14条 この協定は、平成30年12月20日からその効力を生じるものとする。

(改廃)

第15条 この協定の改廃は、この協定を締結する市町村等（以下「協定市町村等」という。）の長の協議により行うものとする。

(委任)

第16条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村等の消防長及び消防本部を置かない村にあってはその長から委任を受けた者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書52通を作成し、協定市町村等の長が記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

平成30年12月20日

(市 町 村 の 長)
(消防事務の一部事務組合の長)

4-2 鹿児島県消防相互応援協定覚書

平成30年12月20日付けで締結した鹿児島県内消防相互応援協定（以下「協定」という。）第14条の規定に基づき次のとおり締結する。

（ブロック区分）

第1条 協定第2条第2項に定める地域区分は、次のとおりとする。

- (1) 北薩・川薩ブロック
薩摩川内市，出水市，阿久根地区及びさつま町
- (2) 伊佐・姶良ブロック
伊佐湧水，霧島市及び姶良市
- (3) 鹿児島・南薩ブロック
鹿児島市，いちき串木野市，枕崎市，指宿南九州，南さつま市，日置市，三島村及び十島村
- (4) 大隅ブロック
大隅肝属地区，垂水市及び大隅曾於地区
- (5) 熊毛・奄美群島ブロック
大島地区，熊毛地区，沖永良部与論地区及び徳之島地区

（代表消防本部の選定）

第2条 協定第2条に規定する代表消防本部，幹事消防本部及びそれぞれを代行する消防本部（以下「代表消防本部等」という。）は，別記第1に掲げる消防本部とする。ただし，代表消防本部等を変更する場合は，協定市町村等で消防本部を置く市町村等にあつては消防長，消防本部を置かない村等にあつては当該村等の長が氏名する者（以下「消防長等」という。）が協議して定めるものとする。

（代表消防本部等の任務）

第3条 代表消防本部等の任務は，次のとおりとする。

- (1) 代表消防本部の任務
 - ア 鹿児島県（以下「県」という。）との連絡調整及び情報交換に関すること。
 - イ 幹事消防本部との連絡調整に関すること。
 - ウ 先行調査時における県及び幹事消防本部との連絡調整に関すること。
 - エ 第2要請時における応援隊の調整及び編成に関すること。
 - オ 熊毛・奄美群島ブロックにおける応援要請が必要とされる場合の県防災航空隊との連携による先行調査及び被災地消防本部活動の指揮支援に関すること。
 - カ 前項以外の地域における第2要請時の応援隊の指揮及び指揮支援に関すること。
 - キ その他必要な事項
- (2) 幹事消防本部の任務
 - ア ブロック内消防本部との連絡調整に関すること。

- イ 災害に関する情報収集及び資料提供に関すること。
- ウ 要請側消防本部との応援要請の協議に関すること。
- エ 応援側消防本部と応援隊派遣の協議に関すること。
- オ 県及び代表消防本部との連絡調整に関すること。
- カ 第1要請時における応援隊の部隊の調整及び編成に関すること。
- キ 第1要請が必要とされる場合の先行調査、応援隊の指揮及び被災地消防本部活動の指揮支援に関すること。
- ク その他必要事項

(3) 代表消防本部代行及び副幹事消防本部は、代表消防本部並びに幹事消防本部の管内において大規模災害等が発生し、その任務が果たせなくなった場合において、それぞれの任務を代行する。

(応援隊の登録)

第4条 協定第5条の規定に基づく応援隊の登録は、別記第2のとおりとする。

(応援要請の方法)

第5条 協定第8条の規定に基づく応援要請の方法は、別記第3-1及び別記第3-2により行うものとする。

- 2 応援要請を迅速に行うため、県、代表消防本部等及び協定市町村等の連絡窓口等を別記第4により定めるものとし、消防本部間等の情報連絡系統は、別記第5のとおりとする。
- 3 要請側市町村等の長は、応援要請をしたときは速やかに応援側市町村等の長に対し応援要請書を様式第1により提出するものとし、県及び代表消防本部に対し応援要請に関する通報を様式第2により行うものとする。
- 4 前項の要請等は、電話（衛星携帯電話その他災害等に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）により直ちに行うものとし、詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種類・規模等に関する書面による要請は、これらを把握した段階で、ファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。）により速やかに行うものとする。

(応援隊派遣の通知)

第6条 協定第9条第2項の規定に基づき応援隊の派遣可否を決定した場合は、ブロック幹事消防本部に対しファクシミリにより通知を行うものとし通知内容は、次の通りとする。（様式第3-1）

- (1) 応援のは可否
 - (2) 応援隊の最高指揮者の職、氏名及び連絡先
 - (3) 応援隊の人員、車両及び資機材の数量
 - (4) 応援隊の到着予定時間及び派遣経路
 - (5) その他必要な事項
- 2 前項の通知を受けたブロック幹事消防本部は、第1要請については、要請側市町村の

長に、第2要請については、代表消防本部を通じて要請側市町村等の長にファクシミリにより通知するものとする。（様式第3-2）

- 3 協定第9条第3項の規定に基づく、県への応援隊派遣に関する通報はファクシミリにより行うものとする。（様式第4）

（先遣隊派遣時の連絡等）

第7条 協定第9条第4項の規定に基づき、先遣隊の派遣を決定した応援側市町村等の長は、別記第3-3の連絡体系に従い相互に連絡するものとする。

- 2 先遣隊の最高指揮者は、現場到着時に要請側市町村等の長に応援の要否を確認するものとする。
- 3 前条の規定は、協定第9条第5項の規定に基づく、先遣隊の派遣を決定した場合の通知について準用する。この場合において、前条中「応援隊」とあるのは「先遣隊」と読み替えるものとする。

（要請側の措置）

第8条 要請側市町村等の長は、第6条による派遣の決定通知を受けた場合は次の措置を講ずるものとする。

- (1) 応援隊の集結場所に誘導員を配置し、応援隊の誘導に努める。
- (2) 現地指揮本部の所在を明示する。

（現場到着時の報告等）

第9条 応援隊の最高指揮者は、要請側市町村等の長又はその権限の委任を受けた者（以下「要請側最高指揮者」という。）に対し第1号に掲げる事項について報告を行うとともに、第2号に掲げる事項を確認し、必要な指示を受けるものとする。

- (1) 到着時の報告事項

- ア 応援隊名
- イ 応援隊の最高指揮者の職及び氏名
- ウ 応援隊の人員、車両及び資機材の数量等
- エ その他必要な事項

- (2) 確認事項

- ア 災害の現況
- イ 活動中の応援隊名、隊数並びに指揮者の職及び氏名
- ウ 他の応援隊の活動概況
- エ 今後の活動方針と見込み
- オ 応援隊の活動範囲及び任務
- カ 使用無線系統
- キ 指揮連絡担当者名
- ク 安全管理上の注意事項
- ケ その他必要な事項

(応援隊の編成及び指揮体制)

第10条 応援隊の編成及び指揮体制は、別記第6によるものとする。ただし、要請側最高指揮者の指示がある場合は、その指示によるものとする。

2 応援隊の指揮及び部隊運用は、協定第10条及び前項に定めるほか、次によるものとする。

(1) 応援隊の指揮は、要請側最高指揮者の下、第1要請の場合にあつては幹事消防本部が、第2要請による場合にあつては代表消防本部が行う。

(2) 応援隊の部隊運用については、各消防本部応援部隊の機能等を考慮し、必要に応じた部隊編成等を行い活動の実効性を確保する。

3 代表消防本部及び代表消防本部代行は、災害が大規模となり緊急消防援助隊による応援を受ける場合にあつては、同計画に定める指揮体制とこの覚書に定める指揮体制との柔軟な運用を図り、指揮の円滑化に努める。

(応援隊の引揚げ)

第11条 応援隊の最高指揮者は、要請側最高指揮者の引揚指示があつた場合は、次に掲げる事項の報告を行った後引き揚げるものとする。

(1) 応援隊の活動概要及び活動中の異常の有無

(2) 隊員の負傷の有無

(3) 車両、資機材等の損傷の有無

(4) 使用した消火薬剤等の数量

(5) その他必要な事項

(応援の始期及び終期)

第12条 応援の始期は、応援隊が応援出動命令を受けて出動した時点とする。

2 応援の終期は、応援隊が所定の配置場所に帰着した時点とする。ただし、応援を終了し、又は中断し、他の用務のため行動する場合は、その行動を開始した時点とする。

(事後の報告)

第13条 応援側市町村等の長は、要請側市町村等の長に対して応援終了後速やかに応援隊活動状況を様式第5により報告するものとする。

2 要請側市町村等の長は、応援側市町村等の長に対して活動終了後速やかに災害概況を様式第6により報告するものとする。

(経費の請求)

第14条 応援側市町村等の長は、協定第12条の規定に基づき応援に要した費用を請求するときは、様式第7により要請側市町村等の長に請求するものとする。

(合同訓練の実施)

第15条 協定市町村等は、円滑な応援活動を図るため協議のうえ、合同訓練を実施するように努めるものとする。

(連絡会議等)

第16条 協定の円滑な運用を図るため、次の各号に定めるところにより連絡会議及び第1条に定めるブロックごとにブロック連絡会議を設置するものとする。

(1) 連絡会議は、協定市町村等の消防長等で構成するものとする。

(2) ブロック連絡会議は、ブロック内の協定市町村等の消防長等で構成するものとする。

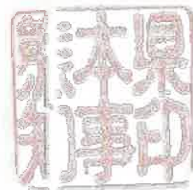
2 連絡会議の事務局は代表消防本部内に、ブロック連絡会議の事務局は幹事消防本部内にそれぞれ置くものとする。

(捕捉)

第17条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、別途協議のうえ、決定するものとする。

この覚書の成立を証するため、本覚書22通を作成し、協定市町村等で消防本部を置く市町村等にあつては消防長、消防本部を置かない村等にあつては当該村等の長が記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

平成30年12月20日



防災消防ヘリコプター相互応援協定

令和6年3月29日

熊	本	県
大	分	県
宮	崎	県
鹿	児	島
長	崎	県
佐	賀	県
福	岡	県

防災消防ヘリコプター相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、長崎県、佐賀県及び福岡県（以下「七県」という。）において、消防組織法（以下「法」という。）第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の要請前に、各県が保有する防災消防ヘリコプター（以下「ヘリ」という。ただし、福岡県においては、北九州市及び福岡市が保有するヘリを、福岡県が保有するヘリとみなす。）を使用する防災消防事案が発生した場合の相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(応援要請)

第2条 応援要請は、各県が保有するヘリが耐空検査等により運航できない場合に発生したヘリの出動事案に対し行うことを原則とする。ただし、各県が保有するヘリが運航可能であっても、重要かつ緊急な事案で、他県ヘリの応援が必要であると判断される場合は、この限りでない。

(応援活動)

第3条 前条による応援要請を受けた県（以下「応援県」という。）は、所掌事務、気象状況等により飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。
2 応援活動中に、応援県で新たな事案が発生した場合は、活動に従事していない待機中の県が応援に従事するものとする。

(応援要請及び応援活動の位置付け)

第4条 応援要請及び応援活動は、法第30条第1項に基づく市町村消防の支援とする。
2 応援活動は、応援県のヘリの航空隊に隊員を派遣した市町村等（常備消防の事務を処理する一部事務組合を含む。福岡県が応援県となる場合は、現に応援活動を行う市と読み替える。以下同じ。）と応援を受けた市町村等における、法第39条第1項に基づく相互の応援とする。

(応援要請の手続)

第5条 第2条に規定する応援要請の手続き等は、別途定める。

(応援の中断)

第6条 応援県において、ヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援を要請した県（以下「要請県」という。）と協議のうえ、中断することができる。

(応援活動の始期及び終期)

- 第7条 この協定による応援活動は、ヘリがヘリポートを出発した時から始まり、ヘリポートに帰着した時に終了するものとする。ただし、ヘリがヘリポート以外の場所にあるとき、又は、飛行中に出勤命令があったときは、その時点から応援が始まるものとする。
- 2 ヘリがこの協定に基づく応援活動中にその応援活動が中断され復帰命令があったとき、又は、法第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の出勤命令があった場合は、その時点をもって応援活動は終了するものとする。

(応援航空隊の指揮)

- 第8条 応援出勤したヘリの指揮は、要請県の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。また、応援活動の内容が第4条第2項に該当する場合のヘリの指揮は、応援を受けた市町村等の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

(事故等の連絡)

- 第9条 要請県は、応援県のヘリが次の各号に掲げる事案の発生があった場合は、速やかに報告しなければならない。
- (1) 隊員等の死傷を伴うもの
 - (2) 機体に重大な損傷を伴うもの
 - (3) 救難対策を必要とするもの

(経費の負担)

- 第10条 応援活動に要する派遣職員の給与、旅費及び消耗品費等の通常経費は、応援県の負担とする。ただし、応援活動に要するヘリの燃料費については、要請県の負担とする。
- 2 第6条による応援活動の中断、又は、応援活動中にその活動目的が、法第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の活動に変更になった場合は、その都度協議し定めるものとする。
- 3 応援活動中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは要請県の負担とする。ただし、応援県の重大な過失により発生した損害は、応援県の負担とする。
- (1) 土地、建物工作物等に対する補償費
 - (2) ヘリの損傷に対する諸経費
 - (3) 一般人の死傷に伴う損害賠償に要する諸経費
- 4 前項に定める要請県の負担額は、応援県の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- 5 前各号に定めるもの以外に要した諸経費の負担は、その都度協議し定めるものとする。

(情報交換)

第11条 七県の長は、この協定に基づく応援を円滑に行うことができるよう次の各号に掲げる項目について、相互に情報交換を行い、速やかに対応できるよう努めるものとする。

- (1) ヘリの進出拠点として最適な飛行場外離着陸場
- (2) ヘリと消防本部等との通信連絡方法
- (3) ヘリの諸元及び性能
- (4) 消火及び救急救助活動用資機材等の補給体制
- (5) ヘリの耐空検査等により長期にわたり運航不能が予測される場合の事前連絡
- (6) その他必要な事項

(その他)

第12条 この協定に関して疑義又は定めのない事項が発生した時は、七県が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、令和6年4月1日から実施する。
- 2 令和4年3月25日熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、長崎県及び佐賀県が締結した防災消防ヘリコプター相互応援協定は、この協定の成立した時をもって消滅する。

この協定の締結を証するため、本協定書を7通作成し、七県は記名押印のうえ、各県その1通を所持する。

令和6年3月29日

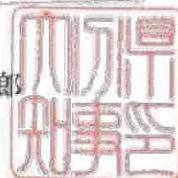
熊本県

代表者 熊本県知事 蒲島 郁夫



大分県

代表者 大分県知事 佐藤 樹一郎



宮崎県

代表者 宮崎県知事 河野 俊嗣



鹿児島県

代表者 鹿児島県知事 塩田 康一



長崎県

代表者 長崎県知事 大石 賢吾



佐賀県

代表者 佐賀県知事 山口 祥義



福岡県

代表者 福岡県知事 服部 誠太郎



